

(6) 個人別管理簿の標準様式の見直しについて

徴収事務手引においては、未納債権に係る「個人別管理簿」について、その標準様式が定められている。この様式は、記載すべき内容を削除することはできないが、必要に応じて記載内容を追加することができる。定められている。

しかしながら、「個人別管理簿」の標準様式には、未納金額の残高を記載すべき箇所が設けられていないことから、各学校の「個人別管理簿」においては、未納金額を記載している学校とそうでない学校が存在している。このような状況においては、仮に担当者が交代した場合には、督促の実績履歴だけでは業務の引継ぎが適切になされない可能性がある。個人別の未納債権の状況を正確に把握し、業務を適切に継続するためには、未納金額の残高も重要な情報であることから、これを標準様式の記載事項として統一的に運用することが必要であると考えられる。

(意見 1-21) 個人別管理簿の標準様式の見直しについて

未納債権に係る「個人別管理簿」については、徴収事務手引においてその標準様式が定められているが、この標準様式には未納金額の残高を記載すべき箇所が設けられていない。担当者の引継ぎも含め、個人別の未納債権の状況を正確に把握して業務を適切に継続するためには、未納金額の残高も重要な情報であることから、これを標準様式の記載事項として統一的に運用するよう、見直しを図ることとされたい。

V 都立高等学校入試における採点誤りについて

1. 発覚の経緯について

平成 26 年 4 月 10 日、都立荻窪高等学校において新入生の学力を把握するため、既に終了した同校の入学者選抜における学力検査の答案を確認していたところ採点誤りが見つかった。

この事実を受け、都立高等学校と都教育委員会は、平成 25 年度及び平成 24 年度に実施した都立高等学校入学者選抜における学力検査のすべての答案の点検を実施した。

さらに、答案の保存期間は 1 年間であるが、一部の高等学校では、この保存期間を超えている平成 23 年度に実施した答案が保有されていた。この年度の受検者は当時高校 3 年生として在籍しており、仮に採点誤りで追加合格となった場合には転学による救済措置を講じることもできる可能性が残されていたため、この年度の答案も点検を実施した。

この入試答案再点検の結果（概要）は、表 B5-1-1 のとおりである。

表 B5-1-1 都立高等学校入試の採点誤りに係る答案の再点検結果（概要）

	平成 23 年度実施分	平成 24 年度実施分	平成 25 年度実施分
点検実施校数	56 校	127 校	175 校
誤りのあった学校数	52 校	117 校	158 校
誤りの件数	345 件	1,289 件	1,418 件
追加 学校数	-	6 校	13 校
合格 人数	-	6 人	16 人

（教育庁作成資料より監査人が作成）

（注）平成 23 年度実施分及び平成 24 年度実施分の点検実施校数が少ないのは、文書保存期間 1 年が経過していることにより、答案用紙を既に廃棄している学校があるためである。

2. 都立高等学校入試における採点誤りの点検の結果について

この点検の結果、3か年にわたって、都立高等学校全体の9割を超える学校で、3,000件を超える入試の採点誤りが判明した。また、本来は合格であったにもかかわらず不合格とされていた受検者は、合計22名に上ることが明らかになったのである。

このような結果を受けて、都教育委員会は、外部有識者5名を含む18名の委員で構成される「都立高校入試 調査・改善委員会」を平成26年5月14日設置した。この委員会では、4か月掛けて誤りの原因と課題の考察、再発防止・改善の方向性と具体的方策について、計8回の審議を行っている。その再発防止・改善の方向性と具体的方策は、表B5-2-1のとおりである。

表 B5-2-1 再発防止・改善の方向性と具体的改善策

	採点・点検に専念できる十分な時間と環境を確保する
方策 1	学力検査翌日から合格発表日の前日までの日数を現行の3日間から4日間とする。
方策 2	学力検査翌日と翌々日の2日間については生徒を登校させず、採点・点検業務に専念できる環境をつくる。
方策 3	連続作業による集中力の減衰を避けるため、原則、作業50分ごとに10分間の休憩を設ける。
	ワークシート方式を導入する。
方策 1	記号選択式問題の解答形式については、ワークシート方式を導入する。
	採点点検方法を抜本的に見直す。
方策 1	読み上げ方式による採点・点検を2系統で行う。
方策 2	作文等の記述式問題についても採点・点検は2系統で行う。
方策 3	合格発表日までには、合否ボーダーライン上下の一定範囲にある受検者の答案を再点検する。
方策 4	採点・点検業務の詳細を定めた「採点・点検実施要項」を新たに作成する。
	採点誤りを起こしにくい仕組みをつくる
方策 1	完全正答を求める出題形式を変更する。
方策 2	点数の計算誤りを防止するため、解答用紙に各問題の点数を記入する欄を設ける。
方策 3	正答表の様式を解答用紙の様式と同一の様式に改め、部分点を与える際の基準を示す。
方策 4	採点・点検の責任の所在を明確にするため、「解答用紙の綴り」の様式を改善する。
	採点・点検に対する意識を高める
方策 1	新たに作成する「採点・点検実施要項」に採点・点検業務の意義の重要性について明記する。
方策 2	初任者研修や階層研修等の研修内容に入学者選抜に関する内容を組み込む。
方策 3	採点・点検の差異、各教科の採点責任者は、校長に対して誤りの事例や業務の進捗状況を適宜報告する。
方策 4	課題や改善策等について、学校現場と東京都教育委員会が定期的に意見交換する場を設ける。

(平成26年9月「都立高校入試の採点誤りに関する再発防止・改善策」より監査人が作成)

3. 今後の対応について

このような再発防止・改善の方向性と具体的方策に基づき行われた、平成26年度に実施した都立高等学校入学者選抜における学力検査の採点誤りの状況は、表B5-3-1のとおりである。

今回は採点ミスによる追加合格はなかったものの、依然として約半数の学校で採点ミスが生じている。この採点誤りの内容として、誤答を正答として採点した、正答を誤答として採点した、合計点を誤って算出した、という「単純ミス」が前回の1,178件から今回は60件に大きく減少しており、再発防止の具体的改善策が一定の成果を上げていると言える。

しかしながら、記述式問題に関する採点誤りは依然として今回も1,004件と多く生じていることから、更なる改善策(特に誤字脱字の採点誤り防止策)を講ずることが必要である。

表 B5-3-1 平成26年度に実施した選抜における採点誤りの状況

平成26年度実施分	
学力検査実施校数	176校
誤りのあった学校数	99校
誤りの件数	1,064件
追加 合格	学校数 人数
	- -

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(指摘1-6) 都立高等学校入学者選抜における学力検査の採点誤りの今後の対応について

都立荻窪高等学校が平成25年度に実施した入学者選抜における学力検査において、採点誤りが発覚したことから、都教育委員会が、平成24年度及び平成25年度に実施した都立高等学校入学者選抜における学力検査のすべての答案(一部の学校では、平成23年度実施分を含む)について点検を行ったところ、9割を超える学校で、合計3,000件以上の採点誤りが判明した。また、採点誤りにより本来合格であったにもかかわらず、不合格とされていた受検者(追加合格者)が22名存在していることが明らかになった。これを受けて都教育委員会は、再発防止・改善の方向性と具体的方策を策定・公表したが、平成26年度に実施した入学者選抜においても未だ1,064件の採点誤りの存在が判明しており、このような事態は受検生その後の人生を大きく左右する可能性があること、ひいては広く一般都民の信頼を損ねるものであることから、今後このような事態

が生じないよう、更なる具体的改善策を講じて、継続的な対応を図ることとされたい。

VI 東京都教職員住宅について

1. 教職員住宅の概要について

教職員住宅は、地方公務員法第41条、第42条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定に基づき、教職員の福利厚生の実施及び人事交流を行うために設置されている。

東京都教育委員会職員住宅管理規則によれば職員住宅は3つの区分に分類されている。この区分ごとの、平成26年度における都の教職員住宅の住宅数・戸数・入居率は、表B6-1-1のとおりである。

表 B6-1-1 都の教職員住宅の状況

第1号住宅 (職務住宅)		
勤務時間外においても児童及び生徒の安全確保等の非常勤務に従事するため、職務の執行上一定の場所に居住する必要がある者の居住の用に供するために設置 (平成26年5月1日現在 以下同じ)		
地区	住宅数	戸数
多摩	1住宅	3戸
島しょ	1住宅	18戸
第1号住宅 計	2住宅	21戸
平成26年度入居率 85.7%		

第2号住宅 (準職務住宅)

通常の勤務場所に比して、へき遠な場所にある都立学校及び市町村立学校に勤務する者の住宅の用に供するために設置

地区	住宅数	戸数
多摩	3住宅	43戸
島しょ		
大島地区	31住宅	377戸
三宅地区	9住宅	98戸
八丈地区	12住宅	170戸
小笠原	3住宅	42戸
第2号住宅 計	58住宅	730戸
平成26年度入居率 87.3%		

第3号住宅 (福利住宅)

現に、住宅に困窮している者の住居の用に供するために設置
→平成22年度末にすべて廃止している。

(教育庁作成資料より監査人が作成)

2. 教職員住宅資金の金利負担軽減について

都の教職員住宅は、公立学校共済組合(以下、「共済組合」という。)との住宅譲渡契約により、共済組合が建設を行っている。その契約により、共済組合が住宅建設に要する資金を支出し、当初は共済組合が住宅を所有しているものの、この建設資金を都が20年を掛けて共済組合に支払い、この支払(償還)が終了した時に、建物所有権が都に譲渡されるという仕組みになっている。このような全額償還後の所有権移転を約束する長期(20年)賦払いによる譲渡契約は、会計上一般には、所有権移転フラインクスリース契約であると考えられる。

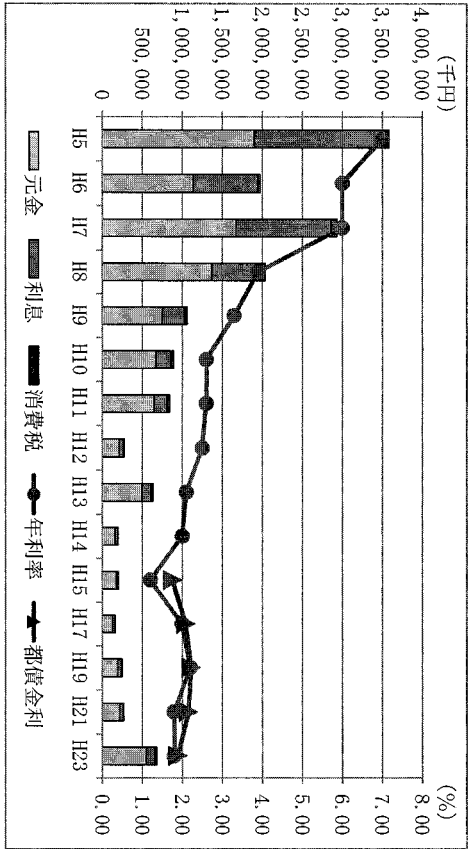
ここで、平成26年度の都の教職員住宅の、当初の契約額及び平成26年度支払額について、その内訳を元利金の別に示した場合、表B6-2-1のとおりである。また、表B6-2-1のうち、当初契約額の元利金別内訳を視覚的に示した場合、グラフB6-2-1のとおりである。

表 B6-2-1 平成26年度の都の教職員住宅元利金の支払状況

議決年度	年利率 (%)	契約額 (千円)			平成26年度支払額 (千円)		
		合計 (税込)	元金	利息	合計 (税込)	元金	利息
平成5年度	7.00	3,584,522	1,902,444	1,625,004	184,912	170,772	9,016
平成6年度	6.00	1,974,360	1,134,748	805,569	102,195	89,733	9,769
平成7年度	6.00	2,935,638	1,672,733	1,187,490	152,299	124,683	21,994
平成8年度	3.90	2,035,458	1,368,600	598,428	105,237	87,275	13,597
平成9年度	3.30	1,060,465	749,989	272,976	54,705	44,907	7,552
平成10年度	2.60	888,471	667,432	187,668	45,741	37,799	6,052
平成11年度	2.60	842,199	643,610	166,408	46,683	33,652	11,348
平成12年度	2.50	276,078	209,214	56,402	14,183	11,235	2,385
平成13年度	2.10	632,682	496,668	111,181	32,469	25,964	5,207
平成14年度	2.00	197,290	155,564	33,947	9,865	7,804	1,671
平成15年度	1.20	201,558	171,606	21,372	10,331	8,702	1,194
平成17年度	2.00	160,891	127,431	27,088	8,231	6,148	1,775
平成19年度	2.20	249,046	192,837	46,567	12,394	8,481	3,489
平成21年度	1.80	269,773	216,646	42,294	13,418	9,419	3,527
平成23年度	1.80	682,079	549,978	104,602	34,767	23,989	9,579
合計	-	15,990,518	10,259,506	5,287,002	827,436	690,569	108,161

(教育庁作成資料より監査人が作成)

グラフ B6-2-1 都の教職員住宅契約額の元金別内訳・年利率の推移



(教育庁作成資料及び財務局ホームページより監査人が作成)

(注) 「都債金利」は、財務局が公表している「公募 20 年債」の表面利率を使用している。なお、表面利率は、年度で複数回にわたって債券が発行されるときは、単純平均によって利率を算出している。

表 B6-2-1 及びグラフ B6-2-1 のとおり、平成 7 年度以前の教職員住宅契約の年利率 (6%~7%) は、直近の平成 23 年度の年利率 (1.8%) と比較して、非常に高い水準にある。更には言えば、グラフ B6-2-1 のとおり、年利率が高い水準にある平成 7 年度以前の契約額は、その内訳から明らかなように、元金相当額とほぼ同じくらしいの利息相当額を負担している。

このように利率が低下している局面において、経済性の観点から期間トータルコスト (償還費用) を削減する方法を検討しているか教育庁に質問したところ、「金利負担を少しでも圧縮するために、高金利の借入金から低金利の借入金へ借換えを行うことは、民間では一般的に行われているが、教職員住宅においては借換えについてはこれまで前提としてこなかった」との回答を得た。

年利率の高い平成 7 年度以前の教職員住宅契約は、まもなく支払 (償還) 期間を満了する、ないし既に満了しているが、年利率が中程度 (3%前後) の契約の支払 (償還) 期間は今後もしばらく継続することから、利率の高い契約について優先的に繰上返済を行う、若しくは契約利率を引下げるよう、共済組合と契約見直しを交渉する等、金利負担軽減による費用削減の方法を検討する必要

があると考ええる。
なお、グラフ B6-2-1 を見る限りにおいては、都債の表面利率よりも共済組合が設定している年利率の方が低い傾向にあることから、都債を発行して資金を調達するよりは、幾分有利な契約を締結しているという点を、ここで申し添えておく。

(意見 1-2-2) 教職員住宅資金の金利負担軽減について

都の教職員住宅は、共済組合との住宅譲渡契約により、共済組合が住宅建設に要する資金を支出し、当初は共済組合が住宅を所有するものの、この建設資金を都が 20 年を掛けて共済組合に支払い、この支払 (償還) が終了した時に、建物所有権が都に譲渡される仕組みになっている。しかしながら、平成 23 年度の年利率 (1.8%) と比較して平成 7 年度以前の教職員住宅契約の年利率 (6%~7%) は非常に高く、また平成 8 年度以降も中程度の年利率 (3%前後) の契約があることから、利率の高い契約について優先的に繰上返済を行うなど、金利負担軽減による費用削減の方法を検討することとされたい。

Ⅶ 入札・契約について

1. 入札・契約の制度について

(1) 入札・契約の制度について

教育庁が締結する入札・契約については、地方自治法第 234 条第 1 項に規定されているとおり、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約などの類型がある。

また、この入札・契約締結に関する権限は、地方自治法第 180 条の 2 に基づき、表 B7-1-1 の範囲内で、知事から教育長に委任されている。

表 B7-1-1 知事から教育長へ委任されている権限の範囲

契約区分	委任の範囲
建築工事請負	2 億円未満
土木工事並びに船舶の製造及び修繕に係る工事請負	1 億 5,000 万円未満
その他の工事請負	8,000 万円未満
設備工事請負	2,600 万円未満
物品の買入れ	3,000 万円未満
物件の借入れ	2,000 万円未満

(注 1) 「委任の範囲」は、すべて予定価格の金額を意味する。
 (注 2) 平成 27 年 4 月 1 日より、入札契約事務の効率化の観点から、委任の範囲が拡大されている。

① 一般競争入札について

一般競争入札とは、契約に関し公告を行い、不特定多数の人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方法である。

この方法によれば、公正性と機会均等性が確保されることとなる。そのため、地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によることとされている。

② 指名競争入札について

指名競争入札とは、資力、能力、信用その他において適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から地方公

共団体に最も有利な条件を提供する者を決定し、その者と契約する方法をいう。一般的に、この方法によれば、一般競争入札に比べ選定の段階で不適当な参加者を排除することができるが、一般競争入札に比べ手続の手間を省くことができるというメリットがあるが、その一方で、特定の者の決定に当たり、それが一部の者に固定化し、偏重する可能性が残るというデメリットがある。

③ 随意契約について

随意契約とは、地方公共団体が競争によらずに任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。

この方法によれば、一般的に、契約手続が一般競争入札又は指名競争入札に比べて簡略であること、資力、信用、技術、経験など相手方の能力等を熟知の上で選定することができること、経費削減に効果的であることと言われている。

しかしながら、契約の性質上、特定の二者としか契約できない場合を除き、随意契約には、相手方が固定化し競争原理が働かないおそれがあること、契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失うおそれがあることも、一般的に指摘される。このため、随意契約を選択することは慎重に行うべきであると考えられる。また、この随意契約の中でも、特定の二者のみを契約の相手方として選択して契約を締結する方法を、特命随意契約という。

ここで、東京都契約事務規則第 34 条の 2 では、随意契約によることができる場合の予定価格の額について、表 B7-1-2 のとおり定めている。また、同規則第 34 条において、「随意契約にしようとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」とされており、随意契約におけるデメリットを可能な限り排除し、一定の競争性を担保される仕組みとなっている。

表 B7-1-2 随意契約によることができる場合の予定価格の額

区分	金額
工事又は製造の請負	250 万円
財産の買入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
上記以外のもの	100 万円

(東京都契約事務規則)より監査人が作成

(2) 平成 24 年度から平成 26 年度までの入札・契約の推移について

監査人は、教育庁の入札・契約の状況を比較することにより、そこに何らかの特徴や偏りがないか、ある場合はそこに何らかの問題はないかという視点を持って検討を行った。

このような監査の観点から、平成 24 年度から平成 26 年度までの入札・契約について、物品・工事の区分で、その件数・金額を集計した結果、表 B7-1-3 のとおりであった。

表 B7-1-3 入札・契約の類型別件数・金額の推移

区分	類型	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
物品	指名	207	3,085,144	200	3,109,549	175	3,265,213
	随契	855	531,206	804	531,901	849	386,977
	特命	226	3,882,937	239	4,106,518	187	4,467,277
工事	指名	145	2,169,363	86	2,583,793	75	2,056,540
	随契	34	27,624	85	151,454	67	124,110
	特命	31	90,858	43	165,133	41	131,059
小計	指名	352	5,254,507	286	5,693,342	250	5,321,754
	随契	889	558,831	889	683,355	916	511,087
	特命	257	3,973,795	282	4,271,651	228	4,598,336
	合計	1,498	9,787,135	1,457	10,648,351	1,394	10,431,178

(教育庁作成資料より監査人が作成)

- (注 1) 指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と記載している。
- (注 2) 各契約のうち、一定金額以上のは財務局案件となり、教育庁の統制外の案件となるため、本表では除外している。また、一般競争入札も財務局案件となるため、本表に記載していない。
- (注 3) 本表における契約金額は、当初契約の金額を記載しており、変更契約後の金額は集計していない。
- (注 4) 本表においては、教育庁のみの契約を集計しており、出先機関や都立学校で締結している契約は集計の対象としていない。

表 B7-1-3 を見ると、物品の区分においては、随意契約の件数が突出している。これは、少額の物品購入や各種委託の発注に際して、随意契約の手法を採用しているものであり、平成 26 年度における物品区分 1 件当たりの随意契約額を計算してみると 455 千円と少額である。なお、平成 26 年度の契約金額が、前年度から大きく減少しているのは、電気の需給契約について、学校経営支援センタ

ーで一括して締結したためである。

一方、指名競争入札と特命随意契約については、件数はやや減少傾向にあるものの、金額はやや増加傾向にあることが分かる。平成 26 年度における物品区分については、1 件当たり指名競争入札の契約額は 18,658 千円であるのに対し、1 件当たり特命随意契約額は 23,889 千円となっており、5 百万円ほど特命随意契約の方が高い。これは、特命随意契約の金額の中に、学校施設維持管理業務委託(241 校対象) 19 億円が含まれているために、1 件当たりの契約金額を引き上げているからであり、これを除いた場合の特命随意契約の 1 件当たり契約金額は 13,928 千円となる。一般的に、指名競争入札と特命随意契約を比べると、より競争性を担保する必要性の高い案件が多い指名競争入札の方が、1 件当たり契約金額は高くなることが想定されることから、この結果は異常な乖離のないものと考えられる。

工事の区分においては、指名競争入札は工事契約、随意契約は設計業務委託契約、特命随意契約は工事監理業務委託契約からおおむね構成される傾向にある。その中でも、工事契約は金額が大きくなる傾向にあることから、1 件当たり契約金額は、指名競争入札が突出している結果となっている。

また、平成 24 年 12 月の財務局通知「工事及び設計等委託に関する情報の公表等について(通知)」を受け、平成 25 年度以降、設計業務委託契約は予定価格の多寡にかかわらず、教育庁では見積合せによる随意契約を行っていることから、平成 24 年度と平成 25 年度における指名競争入札と随意契約との間で、件数及び契約金額の入り繰りが発生している。

ここで、特命随意契約を構成する個別の契約については、主に工事監理業務委託契約である点に着目した。この点については、本報告書第 3 の VII の 1. の(4) ①「公共施設に係る建築工事監理等業務委託」を参照されたい。

次に、表 B7-1-3 を基に作成した、入札・契約の類型別件数・金額の割合の推移を示すと、表 B7-1-4 のとおりである。

表 B7-1-4 入札・契約の類型別件数・金額の割合の推移

(単位：%)

区分	類型	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		件数 ベース	金額 ベース	件数 ベース	金額 ベース	件数 ベース	金額 ベース
物品	指名	13.8	31.5	13.7	29.2	12.6	31.3
	随契	57.1	5.4	55.2	5.0	60.9	3.7
工事	指名	15.1	39.7	16.4	38.6	13.4	42.8
	随契	9.6	22.2	5.9	24.3	5.4	19.7
小計	指名	2.3	0.3	5.8	1.4	4.8	1.2
	随契	2.1	0.9	2.9	1.6	2.9	1.3
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注1) 指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と記載している。

(注2) 各契約のうち、一定金額以上のもは財務局案件となり、教育庁の統制外の案件となるため、本表では除外している。また、一般競争入札も財務局案件となるため、本表に記載していない。

表 B7-1-4 のとおり、物品の区分においては、平成26年度の特命随意契約の契約金額の割合が、平成24年度及び平成25年度と比べて増加している。これは、前述のとおり、学校施設維持管理業務委託の平成26年度の契約金額が19億円と平成25年度の契約金額16億円と比べて、約3億円増加したことによる影響である。その他、割合に大きな変化はなく、異常な増減は見受けられない。

一方、工事の区分においては、平成25年度の指名競争入札の契約金額の割合が高くなっているが、これは、教職員大島住宅の新築工事5億円を発注した影響により、一時的に増加したものである。その他、前述のとおり、平成24年度から平成25年度にかけて、指名競争入札と随意契約との間で、設計業務委託契約の入り練りが発生したことにより、件数及び契約金額の割合の増減が現れているが、これを除外して考えると、おおむね一定であり、異常な増減は見受けられない。

ただし、表 B7-1-4 の全体を俯瞰してみると、特命随意契約による契約金額の割合が40%を超えており、競争性が確保されていない契約が多い印象を受ける。そこで、実際の予定価格に対する落札率の分布状況を以下で検討する。

(3) 平成26年度の落札率の状況について

契約類型ごとの落札率について全体の状況を把握する観点を持って、平成26年度の落札率の状況に応じた契約件数を集計したものを示すと、表 B7-1-5 のとおりである。

表 B7-1-5 平成26年度類型別の落札率の件数

(単位：件)

区分	類型	落札率			合計
		95%以上	85%以上 95%未満	85%未満	
物品	指名	29	32	114	175
	随契	417	185	247	849
工事	指名	132	31	24	187
	随契	23	51	1	75
小計	指名	23	8	36	67
	随契	32	8	1	41
合計	指名	52	83	115	250
	随契	440	193	283	916
合計		164	39	25	228
合計		656	315	423	1,394

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注) 指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と記載している。

また、同様の観点を持って、平成26年度の落札率の状況に応じた件数割合を算出したものを示すと、表 B7-1-6 のとおりである。